

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により，議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

調布市長 長 友 貴 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、
議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決
処分する。

令和 ７ 年 ５ 月 １ ３ 日

調布市長 長 友 貴 樹

市は、物品の管理の^{かし}瑕疵により人身に損害を与えた事故による保険給付に
係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 １３，７９０円
- 2 損害賠償の相手方

文京区本郷３丁目３０番９号

日活健康保険組合

理事長 鳥 羽 乾二郎